

# いばらき業務改善奨励金

賃金引上げ後の事業場内最低賃金が  
**990円以上の事業場に業務改善助成金（国）の  
自己負担額の1/2を助成します（上限あり）**

## <業務改善助成金（国）とは>

事業場内の最低賃金を**地域別最低賃金※より30円以上引上げ**、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者等に、設備投資にかかる経費の一部を助成する制度です

※茨城県の地域別最低賃金：953円（2023年10月1日から適用）

## いばらき業務改善奨励金 申請の流れ



## 要件

- ・2024年1月以降に事業場内最低賃金を**30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること**  
（従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象）
- ・業務改善助成金（国）を活用すること  
※茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付決定・支給決定通知を受けること

## 助成率等

○助成率：業務改善助成金（国）の**自己負担分の1/2**を支援

国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合
県助成率	1/8	1/10	1/20

○助成上限額：最大100万円（引上げ額及び引き上げる労働者数による）

【助成イメージ】  
※国助成率  
3/4の場合

補助対象経費160万円		
業務改善助成金120万円	自己負担分40万円	
	県助成 20万円	自己負担 20万円

自己負担分の1/2を県が助成

## 助成対象

生産性向上のための設備投資等 ※業務改善助成金（国）と同様  
例）・POSレジシステム、自動釣銭機・券売機の導入による業務の効率化  
・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減

## 申請 〆切

**2024年3月25日（月）** ※申請〆切は変更となる場合があります

問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課（茨城県水戸市笠原町978番6）  
Tel : 029-301-3635 Mail : rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

# 県の補助上限額一覧表

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	県の補助上限額		
		国の助成率 3/4の場合	国の助成率 4/5の場合	国の助成率 9/10の場合
30円以上	1人	50,000	38,000	17,000
		100,000	75,000	33,000
	2～3人	83,000	63,000	28,000
		150,000	113,000	50,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		167,000	125,000	56,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		200,000	150,000	67,000
10人以上	200,000	150,000	67,000	
	217,000	163,000	72,000	
45円以上	1人	75,000	56,000	25,000
		133,000	100,000	44,000
	2～3人	117,000	88,000	39,000
		183,000	138,000	61,000
	4～6人	167,000	125,000	56,000
		233,000	175,000	78,000
	7人以上	250,000	188,000	83,000
		267,000	200,000	89,000
10人以上	300,000	225,000	100,000	
60円以上	1人	100,000	75,000	33,000
		183,000	138,000	61,000
	2～3人	150,000	113,000	50,000
		267,000	200,000	89,000
	4～6人	250,000	188,000	83,000
		317,000	238,000	106,000
	7人以上	383,000	288,000	128,000
	10人以上	500,000	375,000	167,000
90円以上	1人	150,000	113,000	50,000
		283,000	213,000	94,000
	2～3人	250,000	188,000	83,000
		400,000	300,000	133,000
	4～6人	450,000	338,000	150,000
		483,000	363,000	161,000
	7人以上	750,000	563,000	250,000
	10人以上	1,000,000	750,000	333,000

- ・事業場規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限
- ・その他の事業場は上段白地の金額が上限